

EU 決算書監査改革提案に対する ドイツの対応

内 藤 文 雄

1. は じ め に

本稿は、欧州連合で3年を超えて議論が進んでいる決算書監査に関する改革提案について、ドイツの対応を整理することを目的とする。

決算書監査の質を改善すべく、欧州委員会は、2010年10月13日にグリーンペーパー「監査政策：危機からの教訓⁽¹⁾」を公表した。グリーンペーパーは、ワールドワイドの金融・経済危機を背景に、決算書監査分野でのさらなる方策を提案しているが、その問題意識は、監査を受けた企業が多額の損失を計上したことや経済的困難の状態にあったにもかかわらず、決算書監査人が無限定の監査報告書を伝達したことにあるとされる。

欧州委員会は、欧州規則 (Regulation) の創設および欧州指令 (Directive) の改正を行うべく、2011年11月30日に次の2つの提案を行った。

- ① 公共の利害のある企業 (public interest entities: 以下、PIE) の監査に追加して要求される広範な規則提案⁽²⁾

* 本稿は、平成26年度科学研究費補助金基盤研究 (B) (JSPS 科研費25285144, 研究代表者 内藤文雄) による研究成果の一部である。

(1) European Commission (2010).

(2) European Commission (2011b).

EU 決算書監査改革提案に対するドイツの対応（内藤文雄）

② すべての企業の監査に対して要求される決算書監査指令の改訂提案⁽³⁾

これら2つの提案で留意すべきは、規則提案はPIEの決算書監査だけに関係するものであるのに対して、指令改正提案はすべての企業の決算書監査に関係すると言うことである。

規則提案は、欧州議会で議決されればEU加盟国の国内法にかかわらず義務化されるのに対して、指令改正案は、欧州議会で議決されてもEU加盟国が国内法化するまでその効力を持たない。これらの提案は、2014年4月3日⁽⁴⁾に欧州議会で議決され、また、4月14日にEU理事会（閣僚理事会）でも採択された結果、正式に決定された。⁽⁵⁾⁽⁶⁾

以下では、欧州委員会の決算書監査にかかる規制強化提案に対して、ドイツはどのように対応しようとしているのかについて、ドイツ経済監査士会議所（Wirtschaftsprüferkammer, 以下WPK）およびドイツ経済監査士協会（Institut der Wirtschaftsprüfer, 以下IDW）からの情報をみることによって推測する。

II. 決算書監査改革提案

上記の2つの提案について、ドイツではどのように理解されているかについて、IDW理事会会長等の論稿にしたがって紹介する。⁽⁷⁾

(3) European Commission (2011a).

(4) EU加盟国は、「指令」を国内法化する義務を負うが、国内法化するに際し、自国の状況に適合する規定とすることができる裁量権が認められている。これに対して、「規則」は、EU加盟国に強制適用される。

(5) Vgl. WPK (2014b); European Parliament (2014a).

(6) Cf. Council of the European Union (2014).

(7) Naumann, Klaus-Peter (IDW理事会会長) und Anja Herkendell (IDW専門員) (2013). なお、欧州委員会の2つの提案に対して、WPKとIDWは2012年1月27日付でそれぞれ意見書を公表している（WPK (2012); IDW (2012a)）。

⁽⁸⁾
1. 議論の経過と状況

欧州委員会が2011年11月30日に行った2つの提案公表後、まず、欧州議会法務委員会（以下、JURI）が主に（JURI以外に、経済・通貨委員会と産業・研究・開発委員会）対応し、2012年9月に欧州委員会提案に対する報告書草案を公表し、JURIは2013年4月末に意見書を公表した。また、EU理事会（閣僚理事会）は、2013年5月以降の多数の討議パネルののち、2013年10月4日にその独自の提案を決定した。

EUでは、新たな法案等の決議は、欧州委員会が法案を提案し、欧州議会とEU理事会が共同決定することとなっている。⁽⁹⁾ 法案決定前に、欧州委員会、欧州議会およびEU理事会のいわゆる三者対話交渉（Trilog-Verhandlung）において、それぞれのさまざまな立場が議論された。2013年10月22日に最初の三者対話交渉が行われたのち、2013年クリスマスまでに重要な事項に関する交渉を終えることが計画され、⁽¹⁰⁾ 欧州議会での第一読会が2014年2月3日に予定されていた。

⁽¹¹⁾
2. 規制提案の概要

2.1 概要

「表1」では、欧州委員会の規制提案と、現在見込まれている限りでのその実施についての概要が示されている。可能な実施については、JURIの報告書ならびにEU理事会の見解および三者対話交渉の状況（2013年11月末時点）に関する情報に基づくとされている。

(8) Vgl. *ebenda*, S. 1181-1182.

(9) 駐日欧州連合代表部 (2014c)。

(10) 2013年12月16日に三者対話で合意が形成された。(Cf. European Commission (2013); WPK (2014))

(11) Vgl. Naumann, Klaus-Peter und Anja Herkendell (2013), S. 1182.

EU 決算書監査改革提案に対するドイツの対応（内藤文雄）

表 1：規制提案の概要

テーマ	欧州委員会提案	可能な実施 (Umsetzung)
調整の法形態	<ul style="list-style-type: none"> PIE の監査について独立した規則 	<ul style="list-style-type: none"> 当該規定の大部分は指令に移される 重要な規制（たとえば、非監査業務の禁止、外部ローテーション）は規則にとどめる
PIE の定義 (2.2. 項参照)	<ul style="list-style-type: none"> PIE の定義の拡張 	<ul style="list-style-type: none"> 現状維持
PIE クライアントの場合の監査と相談業務 (2.3. 項参照)	<ul style="list-style-type: none"> PIE クライアントへの相談業務の広範な禁止 純粋監査事務所、すなわち、一定規模の監査会社に対する一般的な相談業務の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 許容される相談業務が含まれる見込み。個々の禁止業務、とりわけ税務相談は不明 純粋監査会社の創設なし
PIE クライアントの場合の外部ローテーション (2.4. 項参照)	<ul style="list-style-type: none"> 内部ローテーションに加えて、監査会社の義務的交代 	<ul style="list-style-type: none"> 実施が見込まれる ローテーション期間および経過規制は未決
監査の実施と報告 (2.5 項参照)	<ul style="list-style-type: none"> PIE クライアントの場合、長文式監査報告書の導入 PIE クライアントの場合、監査証明書に対する広範な詳細事項 すべての監査の場合に ISA（比例性の原則の適用あり）の適用 小企業に対する代替案として「限定レビュー」 	<ul style="list-style-type: none"> 長文式監査報告書の導入の見込みはとも高い 監査証明書に対する詳細事項は欧州委員会提案に対して限定される ISA が適用される 「限定レビュー」は導入されない
監査会社の所有構造	<ul style="list-style-type: none"> 監査会社の許容される所有者層の拡大と営利企業による無制限の出資可能性 	<ul style="list-style-type: none"> おそらくこの提案の代替的 (ersatzlose) な削除と現状維持
職業監視	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国レベルでの職業グループに依存しない権限当局の指名 ESMA を通じた欧州監査人監視の調整 	<ul style="list-style-type: none"> 職業グループと独立した職業監視の強調；詳細な規制内容はなお不明 欧州監査人監視の調整はさまざまな議論を呼んでいる (ESMA または現在権限を持つ EGAOB の欧州監査監視機構委員会 (CEAOB) への発展)。目下のところ、CEAOB の優勢が際立っている

(出所：Naumann, Klaus-Peter und Anja Herkendell (2013), “Übersicht 1: Überblick über die Regulierungsvorschläge”, S. 1182.)

(「表 1」注)

ESMA (European Securities and Markets Authority): 欧州証券・市場監督局。ESMA の使命は、欧州連合において投資家保護を強化し、安定的でよく機能する金融市場を強化することである。独立した機関として ESMA は、EU 金融市場に対して単一規則集を制定し、EU 全体にわたってその一貫した施行と監督を確保することによって本使命を遂行する。ESMA は、直接的な監督または加盟国の監督活動との協同によって、全欧州にわたる金融サービス企業の監督に寄与している。(出所：European Securities and Markets Authority (2014))

EGAOB (European Group of Auditors' Oversight Bodies): 欧州監査人監督機構。本機構は、欧州委員会が設置したもので、欧州連合における法定の監査人や監査事務所に対する新たな公共監視システムの有効な調整を確保する。とりわけ、欧州委員会が法定監査に関する指令を施行するためのありうる手段を提供する。たとえば、ISA の是認や第三国の公共監視システムの評価。法定監査に関する指令によれば、公共監視システムは次の監視について最終的な責任を持つことになる。

- ・法定監査人や監査事務所の承認および登録
- ・監査事務所の倫理、内部質統制の基準および監査実施の基準の採用
- ・継続的教育、質保証および調査・懲戒制度

(出所：European Commission (2014))

2.2. PIE の定義⁽¹²⁾

現行の決算書監査指令 (Directive 2006/43/EC) 第2条第13項⁽¹³⁾の規定により、PIE は、資本市場指向企業、銀行、保険および加盟国が必要ならば PIE として定義した企業である。欧州委員会は、PIE の定義を拡張し、たとえば、一定の支払機関 (Zahlungsinstitute)、電子マネー機関 (E-Geld-Institute) および代替的投資ファンド (alternative Investmentfonds) を含める提案を行っている。JURI も EU 理事会も PIE 定義の拡大に反対しており、従前の規制を維持するとともに、協同組合と貯蓄銀行に対して例外規定を予定している。

現行の決算書監査指令第39条⁽¹⁴⁾は、加盟国がその国内法化にあたり、PIE の規定の強化によって資本市場指向でない企業を例外とすることを許している。この規制は、EU 諸機関の現在の提案において予定されていない。将来、すべての資本市場指向でない銀行および保険 (ただし、貯蓄銀行と協同組合を除く) が規則の規定強化に含まれる可能性があると考えられる。

2.3. PIE の場合の非監査業務⁽¹⁵⁾

PIE の場合の非監査業務の提供に関する欧州委員会、JURI および EU 理事会の各提案は、「表2」のように要約される。

IDW は、欧州委員会と EU 理事会が提案した「ブラックリスト」を考慮し、JURI と同様に、自己監査の禁止への方向付けを促進すべきとしている。その理由として、監査を受ける企業への相談業務は、自己監査の禁止に抵触しない限り、決算書監査の有効性と経済性にプラスに影響するからであるとされている。とりわけ、税務相談の禁止は不均衡である (unverhältnismäßig)

(12) Vgl. Naumann, Klaus-Peter und Anja Herkendell (2013), S. 1183.

(13) European Parliament (2006), p. 92.

(14) European Parliament (2006), p. 102.

(15) Vgl. Naumann, Klaus-Peter und Anja Herkendell (2013), S. 1183-1184.

EU 決算書監査改革提案に対するドイツの対応（内藤文雄）

表 2：非監査業務の提供に関する提案

	欧州委員会	欧州議会法務委員会 (JURI)	EU 理事会 (閣僚理事会)
純粋監査会社	特定規模の企業に対する相談業務の全面禁止	欧州委員会提案の拒否	欧州委員会提案の拒否
監査を利用した業務の提供 / 許容される非監査業務			
原則	<ul style="list-style-type: none"> 提供を許容 監査を利用した業務の最終的な定義。たとえば、監査または中間決算書の監査類似検査 (prüferische Durchsicht) 	<ul style="list-style-type: none"> 監査委員会の承認を得た提供を許容 監査を利用した業務についての最終的な定義なし 	<ul style="list-style-type: none"> 監査委員会の承認を得た提供を許容 監査を利用した業務についての最終的な定義なし
監査を利用した業務の提供 / 許容される非監査業務の制限 (「キャップ」)	監査報酬の10%	制限なし	<ul style="list-style-type: none"> 最近3年間の監査報酬の平均の70% 加盟国の裁量権を容認。権限当局が決算書監査人または監査会社の申請によりキャップの例外を容認できること。例外期間は最長2年間
監査以外の業務 / 非監査業務			
原則	監査以外の業務の提供は禁止される	<ul style="list-style-type: none"> 明確に禁止されていない限り、非監査業務の提供は許容される 監査委員会の承認を条件 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の非監査業務の提供は禁止される
禁止	<ul style="list-style-type: none"> 次の業務の区別 <ul style="list-style-type: none"> いずれにせよ禁止される業務 その提供が権限当局または監査委員会の承認によって例外的に容認されうる業務 税務相談の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 禁止される非監査業務の「ブラックリスト」 自己監査の禁止または IESBA (The International Ethics Standards Board for Accountants, IFAC) の倫理コードへの方向づけ 特定の税理士業務の許容について不明 	<ul style="list-style-type: none"> 禁止される非監査業務の包括的な「ブラックリスト」 税務相談の禁止 加盟国は「ブラックリスト」を補完できる
時間的制限	具体的な規制なし	具体的な規制なし	<ul style="list-style-type: none"> 相談業務の禁止は時間的に次が該当する 監査を受ける事業年度の開始 (たとえば2013年1月1日) と監査証明書の日付 (たとえば2014年3月31日) との間の期間 IKS (Internes Kontrollsystem) 業務またはリスクマネジメント業務に対しては、そのうえさらに、監査を受ける事業年度直前の事業年度 (たとえば2012年度) 監査証明書の日付後6ヶ月 (たとえば4月1日から9月30日まで)

(出所：Naumann, Klaus-Peter und Anja Herkendell (2013), “Übersicht 2: Vorschläge zur Erbringung von Nichtprüfungsleistungen”, S. 1183.)

とされる。経済監査と税務相談との間の結びつきは、ドイツでは伝統的にきわめて緊密であり、そのため、税務相談の禁止は決算書監査人に対して大変

大きな問題ともなるとの認識である。

許容される非監査業務または監査を利用した業務の制限については、IDWの見解によれば、放棄される予定であると言うことである。その妥協として、欧州委員会提案の10%を明確に超えるキャップ、たとえば、EU理事会提案の70%を予定することが考えられ、収入額の算定の期間は、実際のところ3年から5年に延長されると見込まれている。

全体として、PIEの監査人に対して明確な制限的規制がかけられることが見込まれうるとされる。すべての決算書監査人に対するこのような特別規制の影響のおそれは大きく、経済監査士の職業団体は、市場と公衆に対して、当該特別規制が義務としてPIEの決算書監査に適用される理由が存在しないことを説明しなければならないとしている。

2.4. 外部ローテーション⁽¹⁶⁾

欧州委員会は、グリーンペーパーにおいて、「ある企業に10年間同一の監査会社が採用されてきた事例」を批判し、このケースは「期待される独立性基準」に違反しているとみている。⁽¹⁷⁾この理由から、監査依頼の時間的制限および場合によっては確定されるべき監査依頼の最長期間の問題が提起された。

規制者と企業も経済監査士職業団体も、グリーンペーパーに対する意見書において、外部ローテーションを拒絶しているにもかかわらず、調整プロセスに参加したEU諸機関すべてが外部ローテーションの実施を予定している。したがって、PIEの監査人に対して外部ローテーションは不可避となりうる予想されている。ローテーションの基本的な期間、当該期間の延長可能性

(16) Vgl. Naumann, Klaus-Peter und Anja Herkendell (2013), S. 1184. 「外部ローテーション」とは、あるクライアントの決算書監査人について、その者が属する経済監査会社を交代するという意味である。

(17) 引用論文でのかかる記述について、European Commission (2011c), p. 13を参照した旨の注記があるが、該当箇所が見当たらない。

EU 決算書監査改革提案に対するドイツの対応（内藤文雄）

表 3：外部ローテーションの提案

	欧州委員会	欧州議会法務委員会（JURD）	EU 理事会（閣僚理事会）
ローテーションの原則期間	6 年	14年	10年
クーリングオフ期間	4 年	4 年	4 年
期間延長の可能性			
延長可能性のある最長依頼期間	9 年、例外の場合、最長 3 年延長	25年	15ないし20年
前提条件	共同監査または例外の場合権限当局の承認	加盟国選択権（代替案）： ・14年後の決算書監査人の公募入札 ・2 人またはそれを超える監査人の依頼 ・監査役会または監査委員会による包括的な判断評価（アセスメント）	加盟国選択権（代替案）： 次の期間の延長 ・金融機関および保険会社に対して、10年後の決算書監査人公募入札の場合 5 年 ・金融機関および保険会社に対して、共同監査の場合 10 年 ・その他の PIE に対して、前提条件（決算書監査人公募入札または共同監査）の少なくとも一つが満たされるならば、10年
経過規制	1 年からの段階づけ経過	提案なし	3 年からの段階づけ経過

（出所：Naumann, Klaus-Peter und Anja Herkendell (2013), “Übersicht 3: Vorschläge zur externen Rotation”, S. 1184.)

ならびに経過規制について異論がある。

外部ローテーションに関する提案をまとめたのが「表 3」である。

IDW は、原則として外部ローテーションに反対であるとされる。なぜならば、外部ローテーションは、監査市場での競争の強化にも監査の質の向上にもいづれにも貢献しないからとしている。もし監査会社の義務的な交代の導入が避けられえないならば、経済監査士層に対する外部ローテーションの影響に対処できるようにすることが重要であるとの認識である。IDW は、外部ローテーションをこれまでの依頼期間によって段階づけて導入するとする提案を可能とするものの、1 年または 3 年の経過期間は受け入れられず、規則議決時点から 10 年の一般的な経過措置期間を望んでいる。欧州委員会と EU 理事会は、寛大な（großzügig）経過措置の規制を予定していると言うことである。

このほか、外部ローテーションの場合にも PIE の決算書監査以外の場合

への影響が懸念されている。

2.5. 監査の実施と報告⁽¹⁸⁾

将来的に、すべての決算書監査には ISA が適用されることになる。それに加えて、改訂される決算書監査指令に対する提案ならびに規則において、監査証明書（確認の付記，短文式の監査報告書）のさらに詳細な事項が定められる。欧州委員会は、監査証明書をとりわけ次の要素だけ拡張しようとする⁽¹⁸⁾とされている。

- 監査の方法論の説明
- 重要性の基準の報告
- 監査チームの構成員の報告
- 「キーとなるリスク」の列举
- 企業の状況，とりわけ事業活動の継続に関する説明の発表

同時に、監査証明書は、空白を含まないで10,000語に制限されることになる。

監査証明書と並んで、規則提案によって、PIE の監査の場合、監査委員会に対する追加のコミュニケーション媒体として「監査結果の追加的な報告書」の導入が提案されており、欧州委員会は、ドイツにおいて長年にわたり定着してきた長文式監査報告書に焦点を合わせガバナンスの強化を意図しているとされている。長文式監査報告書において、決算書監査人は、とりわけ企業の事業活動の継続に関する能力にかかる重要な不確実性を指摘（hinweisen）することになる。

長文式監査報告書の導入（監査委員会への情報提供の拡充）ならびに監査証明書の記載事項の拡大（決算書利用者への情報提供の拡充）は、欧州議会でも EU 理事会でも大方の一致を得ている。しかしながら、監査証明書にお

(18) Vgl. Naumann, Klaus-Peter und Anja Herkendell (2013), S. 1184-1185.

EU 決算書監査改革提案に対するドイツの対応（内藤文雄）

ける個々の規制のいくつかは、広範囲すぎるとして賛同されていない。したがって、たとえば、EU 理事会は、監査行為（Prüfungsvorgehen）に関する報告や重要性の基準に関する報告を長文式監査報告書に移そうとしていると言うことである。

3. 小括

以上、IDW 理事長等による論稿に基づいて、欧州委員会の2つの提案にかかる議論の概要をみてきた。2つの提案は、多数の項目に及んでいるが、未解決の重要な問題領域として、たとえば、経済監査士に対する相談業務の禁止が最終的にどこまでの範囲となるのか、および税務相談が事実上禁止されるのかどうか指摘されており、関心の高さを窺い知ることができる。

また、PIE の決算書監査にかかる改革提案（規則案）が PIE 以外のその他の企業の決算書監査に対して及ぼす影響を注視している IDW の姿が明らかとなっている。

III. 非公式三者対話の結果

欧州委員会、欧州議会および EU 理事会による非公式の三者対話の結果⁽¹⁹⁾について、WPK では、以下のように説明⁽²⁰⁾されており、三者対話において WPK が演じた役割が指摘されている。

EU における決算書監査改革について、JURI は、2014年1月21日に、三者対話（欧州議会（法務委員会代表）、EU 理事会および欧州委員会。2013年12

(19) EU での規則または指令の決定は、欧州委員会が起案し、欧州議会の議決および EU 理事会の議決によって行われるが、これら三者が非公式に会合を持ち、決定に向けての擦り合わせが行われる。この会合が三者対話と呼称されている。

(20) Vgl. WPK (2014b).

月16日開催)の結果との調整を行った。また、決算書監査改革の指令案および規則案に対する妥協が図られた(21賛成, 8反対, 1留保)。

上記三者対話の妥協内容は次の通りである。⁽²¹⁾

1. PIE の定義 (Art. 1 Nr. 2 RL-E/Art. 2 Nr. 13 AP-RL)

これまでの決算書監査指令による PIE の定義を維持し、これを拡張しないことになった。PIE には、資本市場指向の企業(つまり上場会社)、銀行および保険を含むべきであり、その際、加盟国に特定の企業を公共の利害がある企業として定義できる可能性(たとえば、業態(Geschäftsmodell)によって、従業員数によって、あるいは企業規模によって)を持たせるべきであるとされた。WPK は、この点について成功裏に力を尽くしたとされる。

規則案・指令案の考察根拠において、規則でのより厳格な条件が PIE を監査する決算書監査人にだけ関係することが明確にされると言うことである。

2. 多数の規定の規則から指令への移動

次の多数の規定が規則草案から指令草案に移されることになる。

規則第5条	独立性と不偏性	(指令第22条5項へ)
規則第6条	監査人/監査会社の内部組織	(指令第24a条へ)
規則第7条	非監査企業からの独立性	(指令第22条へ)
規則第8条	PIE の場合の前任決算書監査人または前任の監査人/監査会社の従業員の採用	(指令第22c条へ)
規則第13条	資料の第三国監査人および第三国当局への引き渡し	(指令第23条5項へ)

(21) 2014年4月3日の欧州議会の議決および2014年4月14日のEU理事会の議決によって決定された規則および指令の内容は、かかる妥協内容通りである(Cf. European Parliament (2014b); European Parliament (2014c); Council of the European Union (2014); Wirtschaftsprüferkammer (WPK) (2014b))。

EU 決算書監査改革提案に対するドイツの対応（内藤文雄）

規則第14条	決算書監査の範囲	(指令第23条 5 項へ)
規則第15条	批判的態度	(指令第22e 条へ)
規則第16条	業務組織	(指令第24b 条へ)
規則第18条	コンツェルン決算書の監査	(指令第27条へ)
規則第24条	監査委員会による決算書監査の監視	(指令の複数条項へ)

この結果、これらの規定については、加盟国がその義務内容を決定できる余地が生まれたことになる。

3. 職業投資家の監査会社への資本参加 (Art. 1 Nr. 3 RL-E/Art. 3 Abs. 4 AP-RL)

非公式の三者対話の枠内での相談の後、職業投資家の監査会社への資本参加の制限については、これまでの決算書監査指令の規則にとどまることとなった。この点について、WPK は力を尽くしたとされる。

現在の決算書監査指令は、監査会社の議決権の過半数を監査人／監査会社が維持することを強制することを規定している。欧州委員会は、この要求を拡張するつもりであったが、JURI と EU 理事会はこれを拒否した結果、現在有効な決算書監査指令規定の改正は見送られた。

現在の決算書監査指令は、監査会社の管理機関・指導機関の構成員の過半数、最大75%までは、監査人・監査会社から構成されなければならないと規定している。欧州委員会は、75%の限界を拡張しようとしており、JURI はこの点について同意したが、EU 理事会は、75%の限界を維持するとしている。

欧州委員会が予定する制限、つまり、加盟国が追加的に要求事項を設定できるようにすることは、JURI、EU 理事会および三者対話においてさえも否定された。それゆえに、加盟国によるより厳格な要求事項が引き続き設定可能となればよいと考えられるとされる。

4. 多年度監査契約, 外部ローテーション, 共同監査 (Art. 33 VO-E)

これらの点については非常に議論が多く, いろいろな立場が表明されたが, 非公式の三者対話の結果, PIE が決算書監査人に監査の委任を行う場合, 最短委任期間は1年とすること, また, 総委任期間は10年となった。その場合, 決算書監査人の公募入札 (Ausschreibung) が行われ, かつ監査実務においてこれが成功裏に実施されれば, さらに10年延長され, 最長, 合計20年間, 同一の経済監査会社による監査実務が可能となった。共同監査の場合, 最長採用期間は14年延長され24年間まで延長されうる。ただし, 加盟国はこれらの期間を短縮できることになるはずであると言うことである。

5. 監査委任毎の監査以外業務の禁止/監査以外業務の一般的禁止を設けないこと (Art. 9, 10 VO-E)

EU の3つの機関すべてが PIE の監査に対して, 決算書監査人がその監査クライアントに対して提供することが許されない, 禁止される非監査業務のリストをそれぞれが定義していた。これらの禁止リストは, その内容の大部分が一致していた。しかし, 特に, 税務相談業務の領域において違いがあった。三者対話において, この「ブラックリスト」にこだわりがもたれ, とりわけ, 税務相談業務, 帳簿記入業務および経営助言業務は除外されることになる (sollen ausgeschlossen sein)。決算書監査人の決算書監査クライアントに対するだけでなく, その親会社および子会社に対してもリスト記載の非監査業務を提供することは, 決算書監査人に対して禁止されることになる。同様に, ネットワーク・パートナーにも当て嵌まる。

EU 理事会は, 禁止される非監査業務を加盟国がより広範囲に定義できることを規定しているのに対して, 加盟国が, 特定の前提条件の下で特定の禁止される非監査業務を許可できることについても三者対話は合意した。

また, EU 理事会は, その期間内においていわゆる非監査業務の実施が禁

EU 決算書監査改革提案に対するドイツの対応（内藤文雄）

止される、期間を定義した。本期間は、監査の開始と監査証明書（確認の付記）（短文式監査報告書）の提供との間の期間である。つまり、経過年度直後から監査証明書（確認の付記）の提供後6カ月までの期間である。

三者対話において、以前にJURIとEU理事会がすでに要求していた、規則草案の第10条第5項に含まれた欧州委員会の提案、つまり、公共の利害のある大会社の決算書監査による収入がその年間収入の三分の一を超えて稼得され、かつ、その構成員の収入が累積で決算書監査からの年間収入150万ユーロ（2億1千万円⁽²²⁾）を稼得している、ネットワークに所属している監査会社は以下の3事項が禁止されると言う提案、が排除された。

- PIE への非監査業務の提供
- EUにおいて非監査業務を提供しているネットワークへの所属
- 非監査業務を提供している企業が決算書監査会社への特定の所有割合を超えること（規則草案第10条第5項）

上記の提案は否定されたものの、許容される非監査業務からの収入は、3年間またはそれ以上の期間において、PIEの決算書監査からの収入の70%を超えるべきではないとされた。

なお、ドイツの経済監査会社の業務別報酬割合等は、たとえば、KPMG AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft の場合、2013年度（2012年10月1日－2013年9月30日）の業務収入総額は13億3千万ユーロ（1,862億円（1ユーロ＝140円換算））で、内、監査業務5億6,500万ユーロ（791億円。42.48%）、税務相談業務3億6,100万ユーロ（505億4千万円。27.14%）、他の相談業務4億8百万ユーロ（571億2千万円。30.68%）となっている。なお、総従業員数は8,700人⁽²³⁾である。

(22) 1ユーロ＝140円換算。

(23) Vgl. KPMG AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft (2014)。

6. 比例性が確保されることが確実な下での ISA の導入 (Art. 20 VO-E und Art. 26 AP-RL-E)

非公式の三者対話の結果、欧州委員会は、委任された法律行為を使って ISA を採用する権限を与えられることとなった。

ISA の適用の際の比例性の原則 (Grundsatz der Verhältnismäßigkeit)⁽²⁴⁾ について、2つの箇所に受け入れられた。一つは、加盟国における小会社の監査が予定される場合、加盟国に対して ISA の比例的な適用を義務的に尊重すること (決算書監査指令草案第26条第3項)、他方は、中小会社の場合に、ISA の比例的な適用にあたって、ISA が予定することを尊重するようにすることが、「品質保証レビュー」の枠内における所轄官庁の監視活動において、加盟国に対して義務付けられること (決算書監査指令草案第29条第1B項) である。

7. 監査証明書／監査委員会への追加的報告 (Art. 22, 23 VO)

3つの機関はすべて、監査証明書における報告義務の拡大に対して賛成の意見を述べた。この拡大は、大まかには、監査証明書の改善に関する IAASB の提案に匹敵している。

また、決算書監査人によるクライアントの監査委員会への追加的報告は、3関係者の立場に順応している。その提案では詳細はさまざまに異なるが、しかし、大まかには、ドイツの長文式監査報告書の基本的な要件を内容として含むこととなった。

(24) 「EU が実際にその権限を行使すべきであると判断された後、その権限をどのように行使すべきかの基準を示すのが比例性原則 (the principle of proportionality) です。達成されるべき目的とそのために行われる手段との間で EU はバランスをとらなければなりません。この原則は、EU が目的を達成するのに必要な範囲を超えて、権力を過剰に行使しないように制約する働きをします。」(駐日欧州連合代表部 (2014a))。

EU 決算書監査改革提案に対するドイツの対応（内藤文雄）

表 4：決算書監査にかかる監査証明書の提出状況

	無限定	限定	補完説明** あり	拒絶	撤回	調査した監査証 明書数の合計
年度決算書（商法）	2,752	57	210	1		3,020
コンツェルン決算書（商法）	821	37	33			891
IFRS（特殊なケースでは US- GAAP）による決算書	502	20	53			575
供託された決算書*	735	8	40	2		785
電子形式での決算書	29	1	3			33
資本投資法による財務報告書	257					257
政党の財務報告書	23		3			26
合計	5,119	123	342	3	0	5,587

* 「供託された決算書」とは、提出された年度決算書類資料の完全性に問題があったケースで登記裁判所に供託された年度決算書である。

** 強調事項に相当する。

（出所：WPK（2007），“Tabelle 7: Aufgliederung der uneingeschränkten oder modifizierten Bestätigungsvermerke”.)

なお、ドイツにおける決算書監査にかかる監査証明書の提出状況および公表状況は「表 4」と「表 5」の通りである。⁽²⁵⁾

8. 加盟国レベルでの決算書監査人に関する監視構造（組織）

指令草案において、職業実務家でない者がその構成員の一部となる、一つ（または複数の）所轄官庁（「権限のある当局」(competent authority)）の設置が規定されている（指令草案第32条）。その場合、構成員の職業実務家は、特別な職分に従事するものの、決定には関与することが許されない。

また、規則草案において、職業実務家でない者がその構成員の一部となる、一つまたは複数の所轄官庁の設置が規定されている（規則草案第35・36条）。

(25) 統計数値の最新年度が2007年度となっている。これは、WPKのウェブサイトでは、2008年度以降、要約された年度報告書になっており、2007年度まで公表されていた統計数値の公表が割愛されているためである。（Vgl. WPK（2014a））

表5：決算書監査にかかる監査証明書の公表状況

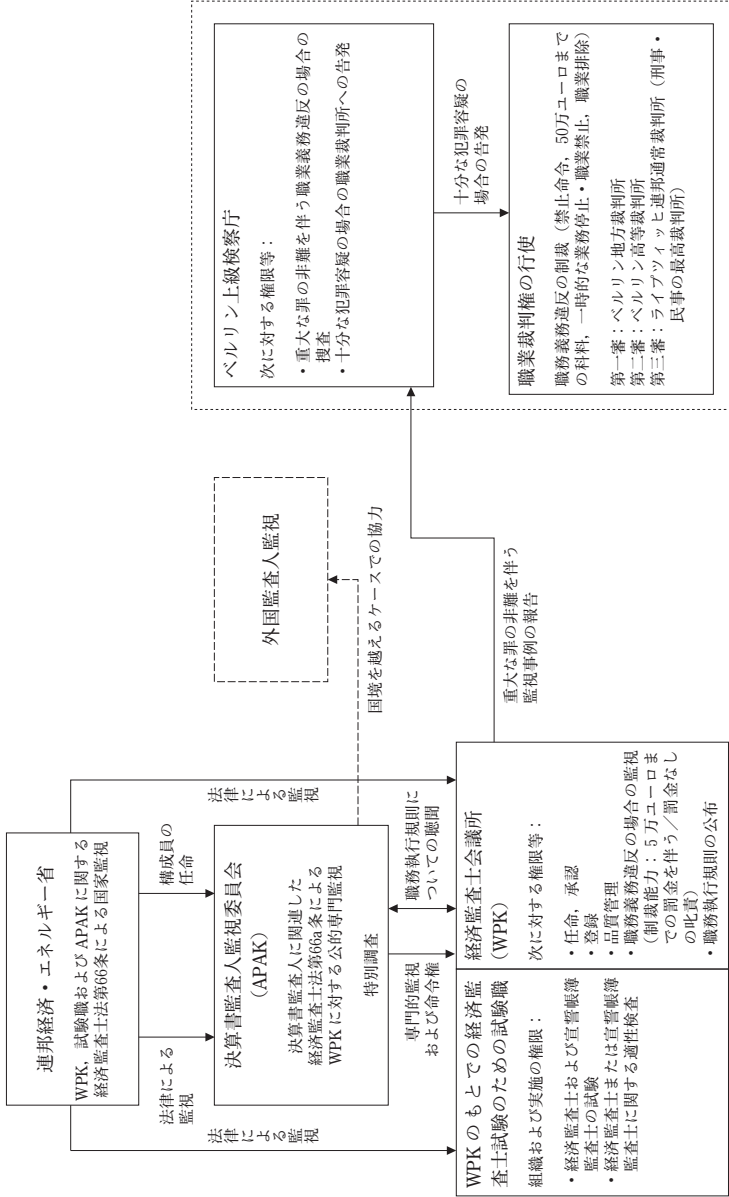
	2007年度	2006年度
1. 電子開示		
1.1. PIE の年度決算書	707	—
1.2. PIE のコンツェルン決算書	575	—
PIE の決算書 (小計)	1,282	—
1.3. 大会社, 銀行および保険の年度決算書	6,164	—
1.4. 中会社の年度決算書	2,884	—
1.5. コンツェルン決算書	1,069	—
PIE 以外の会社の決算書 (小計)	10,117	—
1.6. 資本投資法による財務報告書	6,259	4,803
電子開示による決算書合計	17,658	4,803
2. 連邦公報開示 (紙媒体)		
2.1. 年度決算書	1,636	6,361
2.2. コンツェルン決算書	616	1,825
2.3. 投資会社法/資本投資法による財務報告書	172	1,496
連邦公報開示による決算書合計	2,424	9,682
3. 登記簿開示	3,912	11,896
4. 他のデータ源による電子形態での決算書	33	0
5. 政党の財務報告書	26	36
合 計	24,053	26,417

(出所：WPK (2007), “Tabelle 8: Grundgesamtheit der bekannt gewordenen Bestätigungsvermerke”.)

さらに、この範囲において、加盟国は委任可能性を規定できる。しかしながら、たとえば、「品質保証システム」、「調査」および「制裁や措置を含む罰則の賦課」のように、重要な領域は除かれることとなった。加盟国は、「制裁や措置を含む罰則の賦課」について、別の所轄官庁の人員の過半数が当該職業とは独立している場合にのみ、別の「法律によって指定されたかあるいはそうでなければ権限を与えられた当局または団体」に権限委譲できることになることとされた。

以上、WPK が解説している三者対話の結果からすれば、たとえば、ドイ

図 1：ドイツにおける監査人監視の体系



ツの場合、経済監査士および経済監査会社に対する懲戒処分権を有しているのは職業裁判所と WPK であるが、WPK は連邦経済・エネルギー省の付託を受けて設置されているため、かかる提案には抵触しないものと考えられる。

なお、ドイツにおける監査人に対する監視の体制は、「図1」に示した通りである。

IV. EU 規則提案および指令改正によるドイツ上場会社への影響

決算書監査改革に関する EU 規則提案および指令改正は、上述の通り、2014年4月3日に欧州議会において議決されたのち、同4月14日に EU 理事会でも議決され、正式に決定された。規則提案は可決後ただちに効力を有するのに対して、指令改正は加盟国での国内法化を待って有効となる。規則提案や指令改正がドイツの上場会社に対してどのような影響をもたらすかについて、2013年3月に公表された論稿⁽²⁶⁾をもとに整理すれば「表6」のように整理できる。

引用した調査の対象は、2012年5月14日時点の、DAX, MDAX, SDAX, TecDAX の各上場会社⁽²⁷⁾であり、データは2011年度営業報告書（または2010/2011年度営業報告書）から入手したとされる⁽²⁸⁾。「監査委員会と決算書監査人との協働は、決算書監査の枠内において、質的に価値の高いかつ信用できる財務諸表作成を保証するためのきわめて重要な要因である⁽²⁹⁾」ことから、本調

(26) Erfkamp, M.Sc. Marc (ベアリングポイント社員) und Madeleine Janke (ベルリン経済法科大学教授) (2013), S. 264-267.

(27) フランクフルト証券市場の上場会社のうち、Prime 市場 (348社) 中、主要30社で構成される DAX 指標、DAX 指標会社に次ぐ Prime 市場50社で構成される MDAX 指標、50社の中小上場会社で構成される SDAX 指標、Prime 市場のテクノロジー関連上位30社で構成される TecDAX 指標の各上場会社 (<http://www.boerse-frankfurt.de/de/aktien/suche> (2014年3月20日参照))。

(28) Vgl. Erfkamp, M.Sc. Marc und Madeleine Janke (2013), S. 264.

(29) IDW (2012b), in: Erfkamp, M. Sc. Marc und Madeleine Janke (2013), S. 264.

EU 決算書監査改革提案に対するドイツの対応（内藤文雄）

表 6：欧州委員会の提案とありうる影響

	欧州委員会の提案	現状の説明	規制提案のありうる影響
1. 監査委員会の設置と組織 (S. 264-266)	<ul style="list-style-type: none"> • PIE の新たな提案 • わずかな例外はあるものの、新たな定義による企業集団に対する、監査委員会の拘束力ある設置 • 監査委員会の職分の拡張とその責任の強化 (S. 264) 	<ul style="list-style-type: none"> • 監査委員会設置は83.1%、設置なしが16.9% • DAX/MDAX の上場会社では、監査委員会設置が96.1%であるのに対して、SDAX・TecDAX の上場会社は69.7%と相違している • 監査委員会設置のない小規模会社では、（大抵の場合、3人から構成される）監査役会がその職分を引き受けている • 監査役会と監査委員会の構成員数（平均） 監査役会の人数 DAX (29社)： 16.7人 MDAX (46社)： 12.0人 SDAX (34社)： 8.4人 TecDAX (1社)： 7.8人 全体 (128社)： 11.5人 監査委員会の人数 DAX (29社)： 5.1人 MDAX (46社)： 4.3人 SDAX (34社)： 3.5人 TecDAX (1社)： 3.6人 全体 (128社)： 4.2人 • 監査役会の3人に1人が監査委員会構成員。ただし TecDAX の場合は、2人に1人 • DAX の上場会社の監査委員会は他の上場会社よりもその開催が平均で1回多い (S. 265) 	<ul style="list-style-type: none"> • 欧州委員会の規制提案が効力を発すると、企業規模または監査役会とは無関係に、監査委員会の設置が義務化されることになる • これに関して、ドイツの立法者は、BilMoG の実施の過程で、監査委員会の設置は監査役会の自己組織権に委ね、直接には監査委員会の義務的な導入を促進しないことを選択したことに注目しなければならない • このやり方で、現行法によれば、大規模会社と中小規模会社との間で差別化した基本的条件の考慮がありうる。つまり、前者については、固有の監査委員会の設置とドイツ・コーポレート・ガバナンス・コデックスの推奨の基準である。後者については、引き続き監査役会によって監査委員会の職分を行使することでの代替である。その場合、株式法第100条第5項により、いわゆる財務専門家に特に意味が与えられる。かかる差別化は、欧州委員会の規制提案では予定されていない (S. 265) • 欧州委員会の規制提案が効力をもつと、関係する企業は、監査役会の組織を新たに熟考しなければならない。なぜならば、実務上、監査委員会は最低3名だが、しかし、最大、監査役会の構成員総数マイナス1名が効率的であるということが明らかだからである。つまり、規制提案で計画されている監査委員会の広範囲の職分領域はその構成員数の増加によって克服されるだろう。 • しかし、実務上、監査役会の3人に1人が監査委員会の構成員でもあるため、監査委員会の増員は採用されえない。むしろ、監査委員会と決算書監査人との間のコミュニケーションを強固にするのが現実的にありえるだろう (S. 266)
2. 決算書監査人の外部ローテーション (S. 266-267)	<ul style="list-style-type: none"> • 欧州委員会は、ドイツにおいて通常そうであるように、ある企業が1人の決算書監査人によって監査を受けているか場合、6年間で外部ローテーションの義務化、または、共同監査の場合9年間で 	<ul style="list-style-type: none"> • 監査の担当年数：154社の結果 3年未満 18社 (11.69%) 3年以上4年以下 17社 (11.04%) 5年以上9年以下 39社 (25.32%) 10年以上 80社 (51.95%) • DAX の上場会社の場合93.3%、 	<ul style="list-style-type: none"> • 外部ローテーションの影響は大きい • 欧州委員会が予定している条件では、上場会社全体で10社中8社の割合 (77.3%) で決算書監査人の交代が義務化される • 少なくとも同じ監査の質を確保できる状況において適切な代わ

<p>2. 決算書監査人の外部ローテーション (S. 266-267)</p>	<p>の外部ローテーションの義務化、いずれの場合にも4年間のクーリング・オフ期間を提案している ・これはとりわけ決算書監査の質の改善を目的としている (S. 266)</p>	<p>MDAXの場合81.2%、SDAXの場合68.7%、TecDAXの場合67.8%がそれぞれ外部ローテーションの義務を課せられることになる ・DAX/MDAX 上場会社の場合の決算書監査人との長期にわたる関係の理由は、とりわけ、その創立がかなり前のことであり上場期間が長期であることにある。そのため決算書監査人との長期の関係を築いており、監査人の頻繁な交代は期待されてこなかった。これに対して、SDAX/TecDAX 上場会社は、基本的に若い会社であり、上場期間も長期間ではないため、決算書監査人との短期間の関係が提示されているように思われる (S. 266)</p>	<p>りの監査人を見つけることができるかどうかという問題がある ・外部ローテーションの導入と相談業務の禁止の導入ともなっていない課題が生じうる。決算書監査人の選択の可能性は、他方で相談業務を調達する場合は限られるであろう。 (S. 266) ・このことは、ドイツ企業の場合典型的ではないわけではなく、とくに税務相談の場合に顕著である (S. 267)</p>
<p>3. 監査委員会と決算書監査人とのコミュニケーション (S. 267)</p>	<p>・欧州委員会の規制提案では、決算書監査人が監査委員会の会合に出席しなければならないのかどうか、または、どの程度頻繁に出席しなければならないのかについて、直接的な言及はない。提案では、間接的に、監査委員会と決算書監査人との間のコミュニケーションを強化するという職分を課している。決算書監査人の監査委員会への出席は当該コミュニケーションの強化につながる (S. 267)</p>	<p>・現在、監査委員会会合への決算書監査人の招待はもっぱら監査委員会の判断によっている。監査委員会と決算書監査人との間のコミュニケーションに関する情報を得ることは困難である。というのは、決算書監査人の監査委員会への出席に関する質的または量的報告事項をその営業報告書に記載しているのは5社に1社の割合だからである。SDAX/TecDAX については報告事項がなかった ・調査29社中、決算書監査人が監査委員会会合に参加した頻度は、次の通り。 常に/しばしば 22社 定期的に 5社 ととき 2社 ただし、これらの頻度の定義は示されていない ・この結果は、当該コミュニケーションが追体験して理解されるほどに存在するというを示している (S. 267)</p>	<p>・監査委員会の設置と組織ならびに外部ローテーションの義務化と比較すれば、監査委員会と決算書監査人との間のコミュニケーションについて、企業は行動する必要の余地があるように思われる。当該コミュニケーションの強化には、決算書監査人の監査委員会会合への出席回数の増加ならびにすべての監査委員会会合への義務的な出席によって確保されるであろう。大きな追加費用もなく問題は少ない (S. 267)</p>

(出所：Erfkamp, M. Sc. Marc und Madeleine Janke (2013), S. 264-267 の説明を筆者の理解で要約。)

査では、監査委員会の役割を重視した調査内容となっている。

改革提案は多岐にわたっているが、本調査を見る限り、ドイツの上場会社にとっては、監査委員会の設置義務と監査役会の関係、決算書監査人の外部ローテーション（監査事務所の交代）、および決算書監査人と監査委員会と

EU 決算書監査改革提案に対するドイツの対応（内藤文雄）

の関係について関心が持たれたとすることができる。

特に、監査委員会の設置について、株式法第107条第3項第2文⁽³⁰⁾では「監査役会は、特に、会計処理プロセスの監視、内部統制システム・リスク管理システム・内部監査システムの有効性の監視、ならびに、決算書監査の有効性の監視、とくに決算書監査人の独立性および決算書監査人が追加して提供する業務の監視に従事する監査委員会を任命できる。」と定められているほか、商法典第324条第1項によれば、「商法典264d条の意味（上場会社）の資本会社で、監査役会または取締役会のない場合は、株式法第5条第5項の前提（監査委員会のうち少なくとも1人は、会計および決算書監査の領域での実情に熟知していなければならない）を満たさなければならない会社は、第2項の意味（構成員は株主から選任され、その少なくとも1人は、会計と決算書監査の専門性を有していなければならない（株式法第100条第5項））での監査委員会（株式法第107条第3項第2分の職分（会計処理プロセスの監視、内部統制システム・内部監査システム・リスク管理システムの有効性の監視、ならびに、決算書監査の監視、特に決算書監査人の独立性と決算書監査人が追加して提供する業務の監視）⁽³¹⁾に従事）を設置する義務がある。」と規定されている。監査役会を設置していない上場会社は、今般の規則提案による影響はないが、監査役会を設置しており、その選択によって監査委員会を設置していない上場会社は、今般の規則提案によって、監査委員会の設置が強制されることになる。この点で、ドイツの監査役会制度に少なからず影響を与えられらる。

(30) § 107 Abs. 3 Satz 2 *Aktiengesetz*, Ausfertigungsdatum: 06.09.1965, Zuletzt geändert durch Art. 26 G v. 23.7.2013.

(31) § 324 Abs. 1 Satz 1 *Handelsgesetzbuch*, Prüfungsausschuss: Ausfertigungsdatum: 10.05.1897, Zuletzt geändert durch Art. 1 G v. 4.10.2013. なお、括弧書の説明は筆者が補充した。

V. EU 決算書監査改革のドイツへの含意

WPK は、欧州委員会の 2 つの提案に対して、次の意見を記載した意見書を公表している。WPK (2012) での意見は、次の通りである（各項目の括弧書きの数字は条項）。

- 2 つの提案全般：規則提案は、補完性の原則（Subsidiaritätsprinzip）⁽³²⁾ の保持の観点から、すべての提案は、指令において規定すべきである。
- 指令改正提案関係：
 - ① 小会社での任意監査 (1-2-a) ⇒ 補完性の原則から反対 (S. 7)
 - ② PIE の定義 (1-2-d) ⇒ 補完性の原則から現行通りとすべき。改正するとしても規模基準の導入を提案 (S. 7)
 - ③ 監査会社への出資 (1-3-b) ⇒ 反対。少なくとも加盟国に選択権を与えるべき (S. 8)
 - ④ 決算書監査人による業務の国境を越えた提供 (1-4) ⇒ 必要性がなく反対 (S. 8)
 - ⑤ 他の加盟国からの決算書監査人の認可 (1-7) ⇒ 現行の適性検査が有効であり反対 (S. 8)
 - ⑥ ISA の適用 (1-12) ⇒ 比例性の原則での適用に賛成。PIE の決算書監査だけでなくすべての企業の決算書監査への適用を歓迎 (S. 8)
 - ⑦ 公的監視の原則 (1-15f) ⇒ 補完性の原則から反対。現行システムの欠陥は確認されていない (S. 9)

(32) 「補完性の原則とは、意思決定は可能な限り市民に近いレベルで行われるべきであり、地域レベルや加盟国の行動では目的が十分には達成できないが EU レベルではよりよく達成できる場合に限り EU として行動をとる、とした EU の統治原則のことです。」（駐日欧州連合代表部 (2014c)）

EU 決算書監査改革提案に対するドイツの対応（内藤文雄）

- ⑧ 監査報酬（15）⇒ 加盟国に対して法定監査の場合の報酬規則の発布を義務付けるよう、指令を改正することを要求（S.9）

・規則提案関係：

- ① 監査報酬（9）⇒ 監査を利用した業務に対する報酬の制限規定に反対。ドイツの規制（過去5年間に経済監査士がクライアントの監査・相談業務から総所得の30%超を受け取っていた場合、決算書監査人になれない）を取り入れるべき（S.9）
- ② 非監査業務の提供の禁止（10-1~4）⇒ 非監査業務の提供について、監査委員会単独の承認事項とすることを提案。特定の非監査業務を所轄官庁が許可することに反対。税務相談業務および法的業務は、その形成可能性を明示できなく、かつ、監査を受ける年度決算書における財産、財務および収益の状況の開示に直接に重要な影響を与えるような、許可されえない非監査業務のリストにとどめておくべきである（S.9-10）
- ③ 特定の監査会社による非監査業務の提供の一般的な禁止（10-5）⇒ 反対。同一の依頼の場合での決算書監査と非監査業務の実施を禁止することが、独立性確保には唯一必要（S.10）
- ④ 決算書監査の範囲（14）⇒ 範囲ではなく職分が適切であるが、提案に賛成
- ⑤ ISAの適用（20）⇒ 賛成
- ⑥ 決算書監査の結果（21）・監査証明書（22）・監査委員会への追加的報告（23）⇒ 賛成。ただし、監査証明書は短く、明確でかつ的確であるべき（S.10）
- ⑦ 監査委員会による決算書監査の監督（24）⇒ PIEの決算書監査における決算書監査人と監査委員会または監査役会との連携および連携にとまなう決算書監査人からの情報提供の義務化に賛成（S.10）

- ⑧ PIE の監督のための所轄官庁への報告 (25) ⇒ 決算書監査人と監督・規制当局とのコミュニケーションについて賛成 (S. 11)
- ⑨ 財務情報の公開 (26) ⇒ 現行より一層厳しくすることに反対で本規定の削除を要求。27条の透明性報告書などの情報で十分 (S. 11)
- ⑩ 透明性報告書 (27) ⇒ PIE 5 社未満の決算書監査を担う経済監査士・経済監査会社では透明性報告書の開示を義務付けないことを提案。また、これとは別に、PIE の監査を担当したらすみやかに所轄官庁に報告することを決算書監査人に義務付けることを提案 (S. 11)
- ⑪ 監査委員会 (31) ⇒ 賛成 (S. 11)
- ⑫ 決算書監査人または監査会社の任用 (32) ・監査依頼の有効期間 (33) ⇒ 多年度任用に賛成。外部ローテーションについては賛否両論で WPK としての統一見解はない (S. 11)
- ⑬ PIE の決算書監査の実施にあたり決算書監査人と監査会社の業務の監督—所轄官庁の指名 (35) ⇒ 補完性の原則により反対。現行の監督体制の有効性や効率性の欠如は確認されていないから、欧州委員会に対して調査を要請。ドイツの決算書監査人監督委員会⁽³³⁾で十分 (S. 12)
- ⑭ 行政罰および行政措置 (61) ・制裁権限 (62) ⇒ 賛成 (S. 12)
- ⑮ 制裁と措置の公表 (64) ⇒ 原則として賛成 (S. 12)

他方、三者対話の結果、欧州委員会委員長 Michel Barnier 氏によれば、EU 決算書監査改革の主要ポイント⁽³⁴⁾は以下の通りとされる。

(33) 決算書監査人監督委員会とは、上記「図1」に示した通り、WPK の活動に対する公的な専門監視を行う機関で、連邦経済・エネルギー省がその構成員を任命する(経済監査士法第66a条)。

(34) Cf. European Commission (2013).

EU 決算書監査改革提案に対するドイツの対応（内藤文雄）

1. 監査人の社会的役割の明確化

- ①監査の質の向上： 「期待ギャップ」をなくすため、投資家に目的適切な情報に焦点を当てた、より詳細で情報内容の豊富な監査報告書の作成を監査人に要求
- ②透明性の向上： 監査の監視者に相対した報告義務の強化。監査人とクライアントの監査委員会との間のコミュニケーションの改善
- ③説明責任の改善： 能力を強化した監査委員会による監査人の業務の監視、および、クライアント株主の5%が監査人解任請求可能、ならびに新ルール違反に対する行政罰

2. 独立性体制の強化

- ④監査事務所の強制ローテーション： 10年間の監査契約期間後の交代を義務化。公募入札が行われるならば10年の延長が可能。共同監査の場合、14年の延長が可能。ただし、経過措置期間を予定
- ⑤特定の非監査業務の禁止： 税務相談および監査クライアントの財務・投資戦略に結びついた業務に関する厳格な制限を含め、監査クライアントへの非監査業務の提供を厳格に禁止。利害の対立のリスクおよび監査人にとっての「自己レビュー」リスクの限定のため
- ⑥非監査業務による報酬の上限設定： 3年間の平均、監査事務所のグループベースで、禁止された業務以外の非監査業務による報酬は監査報酬の70%が上限

3. より活動的で競争的な（dynamic and competitive）EU 監査市場

- ⑦制度監査の単一市場： 国境を越えた活動とISAとの調和によるEU域内レベルでの監査人の活動
- ⑧選択の拡充： 競争の促進のため、制限的な「ビッグ・フォーだけ」と言うような第三者条項の禁止。小規模および中堅監査事務所への過度の負担を避けるため、共同監査やルールの比例的適用を導入

⑨監査部門の監視の強化： EU加盟国の監視者間の協力の促進。国際的な協力に関して ESMA（欧州証券・市場監督局）の役割増大

本稿で紹介してきたドイツ IDW の説明または上記の WPK の意見に依拠して理解すれば、上記の9点（①～⑨）にかかるドイツの対応について、次のように整理できるものと思われる。⁽³⁵⁾

- ・EU 決算書監査の改革について、賛同していると判断される項目： ①～③, ⑨
- ・消極的な対応と判断される項目： ④～⑥
- ・特に言及がないと判断される項目： ⑦, ⑧

④および⑤について、「表5」に示した通り、監査証明書の発行件数は、2007年度数値で24,000件を超えており、これらを WPK 所属（2014年1月現在）の経済監査士14,390名（内、決算書監査従事は7,208名）、経済監査会社2,821社、宣誓帳簿監査士3,211名および帳簿監査会社110社等で対応している⁽³⁶⁾ことから、外部ローテーションの制度化が非監査業務の提供とあわせて実施されるとすれば、監査の質を確保したうえで決算書監査人を交代することがそれほど容易ではないものと想像される。なお、④について、外部ローテーションの強制の期間については加盟国に選択権が認められた⁽³⁷⁾とともに、また、⑤に関連して、提供が禁止される業務の例外を設けることが加盟国に容認された⁽³⁸⁾ほか、いわゆる純粋監査会社の創設は見送られ、さらに、⑨については、

(35) 判断根拠は、WPK (2012) による。WPK は、ドイツ連邦経済・エネルギー省から付託された公法上の団体（Körperschaft des öffentlichen Rechts）であって、経済監査士に対する管理監督権を有しており、欧州委員会による決算書監査の改革提案に対する WPK の意見がドイツの経済監査士の意見を代表していると考えられるからである。

(36) WPK (2014c), S. 2.

(37) European Parliament (2014c), Article 17, para. 2.

(38) European Parliament (2014c), Article 5, para. 3.

EU 決算書監査改革提案に対するドイツの対応（内藤文雄）

欧州監査監視機構委員会（CEAOB）を通じた監視の協力体制が指向されることになった。⁽³⁹⁾

これら9項目以外について、ドイツが着目していた、PIEの定義および職業投資家の監査会社への資本参加については、三者対話では、欧州委員会提案は退けられ、現行通りとなった。ただし、PIEの例外にかかる加盟国の選択権の拡張が認められた。⁽⁴⁰⁾

EUにおける決算書改革においてPIEの決算書監査にかかる新たな規則の制定は大きな意味を持っている。多岐にわたる新たな規制のうち、すでに制度化されている国とそうでない国とでは温度差がある。ドイツでは、既存制度に与える影響を注視する必要がある。

本稿で紹介してきたEU決算書監査の改革提案は、欧州議会およびEU理事会の議決を得たばかりの段階であるため、規則の規定内容および指令の国内法化の結果がドイツの決算書監査制度と実務にどのように結実するかは将来を待たねばならない。

（2014年5月6日稿）

【参考文献】

1. Council of the European Union (2014), “Council adopts legislative package on the reform of the audit market”, 8879/14 (OR. en) PRESSE 230, Luxembourg, 14 April 2014 (http://www.wpk.de/uploads/tx_news/Pressemitteilung_EU-Reform_AP_Verabschiedung_EU-Rat.pdf (2014年4月17日参照)).
2. Erfkamp, M. Sc. Marc und Madeleine Janke (2013), Möglich Auswirkungen der EU-Regulierungsentwürfe zur Abschlussprüfung auf deutsch Unternehmen – eine empirische Analyse, *Die Wirtschaftsprüfung*, 6/2013, S. 264-267.
3. European Commission (2010), *Green Paper, “Audit Policy: Lessons from the Crisis”*, COM (2010) 561 final, Brussels, 13.10.2010, p.3 (http://ec.europa.eu/internal_market/consultations/docs/2010/audit/green_paper_audit_en.pdf (2014年2月20日

(39) Vgl. Naumann, Klaus-Peter und Anja Herkendell (2014), S. 178.

(40) Vgl. *ebenda*.

- 参照)).
4. European Commission (2011a), *Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive 2006/43/EC on statutory audits*, COM (2011) 778 final, 2011/0389 (COD), Brussels, 30.11.2011 (http://ec.europa.eu/internal_market/auditing/docs/reform/directive_en.pdf (2014年2月20日参照)).
 5. European Commission (2011b), *Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on specific requirements regarding statutory audit of public-interest entities*, COM (2011) 779 final, 2011/0359 (COD), Brussels, 30.11.2011 (http://ec.europa.eu/internal_market/auditing/docs/reform/regulation_en.pdf (2014年2月20日参照)).
 6. European Commission (2011c), *Summary of Responses, Green Paper, Audit Policy: Lessons from the Crisis*, Brussels, 4 February 2011 (http://ec.europa.eu/internal_market/consultations/docs/2010/audit/summary_responses_en.pdf (2014年2月20日参照)).
 7. European Commission (2013), “*Commissioner Michel Barnier welcomes provisional agreement in trilogue on the reform of the audit sector*”, MEMO/13/1171, Brussels, 17 December 2013 (http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-1171_en.htm (2014年3月13日参照)).
 8. European Commission (2014), “*European Group of Auditors’ Oversight Bodies (EGAOB)*” (http://ec.europa.eu/internal_market/auditing/egaob/index_en.htm (2014年3月5日参照)).
 9. European Parliament (2006), Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of the Council of 17 May 2006 on statutory audits of annual accounts and consolidated accounts, amending Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC and repealing Council Directive 84/253/EEC, *Official Journal of the European Union*, L 157, 9.6.2006, pp. 87-107.
 10. European Parliament (2014a), “*Draft agenda, VOTES followed by explanations of votes, Items 65: Statutory audit of public-interest entities and 66: Statutory audits of annual accounts and consolidated accounts*” (<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+AGENDA+20140403+SIT+DOC+XML+V0//EN> (2014年3月17日参照)).
 11. European Parliament (2014b), “*Statutory audits of annual accounts and consolidated accounts (A7-0171/2013)*”, TEXTS ADOPTED PART II at the sitting of Thursday, 3 April 2014, pp. 242-381 (<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-%2f%2fEP%2f%2fTEXT%2bTA%2b20140403%2bTOC%2bDOC%2bXML%2bV0%2f%2fEN&language=EN> (2014年4月5日参照)).
 12. European Parliament (2014c), “*Statutory audit of public-interest entities (A7-0177/2013)*”, TEXTS ADOPTED PART II at the sitting of Thursday, 3 April 2014, pp. 135-

- 241 (<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-%2f%2fEP%2f%2fTEXT%2bTA%2b20140403%2bTOC%2bDOC%2bXML%2bV0%2f%2fEN&language=EN> (2014年4月5日参照)).
13. European Securities and Markets Authority (2014), “About ESMA” (<http://www.esma.europa.eu/> (2014年3月5日参照)).
14. Institute der Wirtschaftsprüfer (IDW) (2012a), *IDW comments on the proposals put forward by the European Commission – regarding the Directive 2006/43/EC on annual audits of annual financial statements and consolidated financial statements, and – regarding a regulation on specific requirements for annual audits in the case of companies of a public interest*, 27. Jan., 2012 (<http://www.idw.de/idw/portal/d615120/index.jsp> (2014年2月20日参照)).
15. Institute der Wirtschaftsprüfer (IDW) (2012b), Positionpaper zur Zusammenarbeit zwischen Aufsichtsrat und Abschlussprüfer, *FN-IDW 2012*, S. 339ff., in: Erkamp, M. Sc. Marc und Madeleine Janke (2013).
16. KPMG AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft (2014), “Performance” (<http://www.kpmg.com/DE/de/ueber-kpmg/Performance/Seiten/default.aspx> (2014年3月20日参照)).
17. Naumann, Klaus-Peter und Anja Herkendell (2013), Regulierung der Abschlussprüfung – Aktueller Stand der Diskussion in Brüssel, *Die Wirtschaftsprüfung*, 24/2013, 15. Dezember 2013, S. 1181-1185.
18. Naumann, Klaus-Peter und Anja Herkendell (2014), Regulierung der Abschlussprüfung – Update zum aktuellen Stand der Diskussion in Brüssel, *Die Wirtschaftsprüfung*, 4/2014, 15. Februar 2014, S. 177-182.
19. Wirtschaftsprüferkammer (WPK) (2007), *Bericht der Wirtschaftsprüferkammer über die Abschlussdurchsicht im Jahr 2007* (<http://www.wpk.de/oeffentlichkeit/berichte/berufsaufsicht/> (2014年3月10日参照)).
20. Wirtschaftsprüferkammer (WPK) (2012), *Stellungnahme der Wirtschaftsprüferkammer zum Vorschlag der Europäischen Kommission für eine Richtlinie des Europäischen Parlaments und des Rates zur Änderung der Richtlinie 2006/43/EG über Abschlussprüfungen von Jahresabschlüssen und konsolidierten Abschlüssen [KOM (2011) 778 end.] und zum Vorschlag der Europäischen Kommission für eine Verordnung des Europäischen Parlaments und des Rates über spezifische Anforderungen an die Abschlussprüfung bei Unternehmen von öffentlichem Interesse [KOM (2011) 779 end.]*, Berlin, den 27. Januar 2012 (www.wpk.de/stellungnahmen/ (2014年2月20日参照)).
21. Wirtschaftsprüferkammer (WPK) (2014a), “Berufsaufsicht” (<http://www.wpk.de/oeffentlichkeit/berichte/berufsaufsicht/> (2014年3月10日参照)).
22. Wirtschaftsprüferkammer (WPK) (2014b), “EU-Reform der Abschlussprüfung” (<http://www.wpk.de/neu-auf-wpkde/eu-reform-der-abschlusspruefung/> (2014年4月

- 4日参照))。
23. Wirtschaftsprüferkammer (WPK) (2014c), *Mitgliederstatistik der WPK -Stand 1. Januar 2014-* (www.wpk.de/wpk/organisation/mitgliederstatistik/ (2014年2月20日参照))。
 24. 金融庁 (2006), 「諸外国の監査法人制度等の比較」, 2006年5月29日 (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kounin/siryou/20060529/04.pdf (2014年3月13日参照))。
 25. 駐日欧州連合代表部 (2014a), 「Q2. EUと加盟国は、どのように権限を分担しているのですか。」, EU MAG (<http://eumag.jp/question/f0613/> (2014年3月13日参照))。
 26. 駐日欧州連合代表部 (2014b), 「Q3. 補完性原則とはどのようなものですか。」, EU MAG (<http://eumag.jp/question/f0613/> (2014年3月13日参照))。
 27. 駐日欧州連合代表部 (2014c), 「立法手続」, EU MAG, <http://eumag.jp/question/f0813/> (2014年3月14日参照)。